

ふるさと納税を活用した高等教育機関に対する補助制度の創設について

1. 制度概要

本事業は、ふるさと納税制度を活用し、市内の高等教育機関への寄附を促進するとともに、その寄附金を財源として、教育・研究環境の充実、就学支援・奨学金の支給、地域活動や交流の推進などに資する取組を支援する制度。

寄附者が、自身が卒業あるいはゆかりのある地域の高等教育機関や在籍する学生を応援したいという思いを、ふるさと納税を通じて本市と高等教育機関との連携強化の実現を図る。

2. 目的

高等教育機関に対する支援の一環として、大学などが実施する事業を支援することで、未来を担う人材の育成や地域の活性化を図るとともに、全国からの寄附を通じて地域の魅力を発信し、関係人口の拡大を目指す。

3. 交付対象者

本市に所在する高等教育機関（高等学校を除く）は大学・専門学校など 4 校。

北海道文教大学	北海道ハイテクノロジー専門学校	北海道エコ・動物自然専門学校	日本医療大学
---------	-----------------	----------------	--------

4. 補助対象事業

- (1) 教育及び教育に関する施設・設備の充実に関する事業
- (2) 就学支援及び奨学金の支給に関する事業
- (3) 文化活動及びスポーツの振興に関する事業
- (4) 地域での活動及び交流を推進する事業
- (5) その他市長が適当と認める事業

5. 補助金の額

補助上限 前年度のふるさと納税において、交付対象高等教育機関を指定して行われた寄附額の 30%

6. 今後のスケジュール

- ・令和 7 年 10 月：常任委員会説明
- ・令和 7 年 11 月：寄附使途に追加
- ・令和 8 年 4 月：令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月の寄附額から補助金額を高等教育機関へ通知
- ・令和 8 年 5 月：高等教育機関から補助申請
- ・令和 8 年：随時補助金の交付

※以降、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで期間において交付対象者を指定して行われた寄附をもとに補助金額を算定する